アスベスト問題に関する緊急要望

本年6月以降、アスベスト製品製造工場の従業員や家族及び周辺住民の健康被害の状況が公表され、社会問題化していることから、町村住民の間にもアスベストに対する健康や環境への不安が高まっており、各町村においては相談窓口の設置や公共施設における使用状況の把握等を行い、住民の不安払拭に取り組んでいるところである。

アスベストに係る健康被害は、発症までの期間が数十年と長く、将来に わたって健康被害の発生が予想されることから、住民の不安を払拭するに は、アスベスト対策を一層強化していく必要がある。

国においては、被害者救済のための新たな法的措置など緊急に取り組むべき対策を明らかにしているが、国民の不安を払拭し、安全と安心を確保するため、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

- 1 関係省庁が実施している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携を 強化するとともに、住民の不安解消を図るため、最新の知見を取りまと めた十分な情報提供を行うなど、専門的な相談支援体制を充実すること。
- 2 周辺住民等の健康被害の実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民 等に対する健診、医療費補助等の必要な措置を講じること。
- 3 公共施設等におけるアスベスト使用確認検査及び除去等の改善措置に 対して十分な財政支援措置を講じること。
- 4 建物の解体や補修に伴うアスベストの飛散防止対策及び適正処理のための廃棄物対策を強化すること。
- 5 アスベスト含有製品の全面禁止を早期に達成するため、代替化の促進 を図ること。

平成17年11月29日

全国町村会長 山 本 文 男